

2026年

# 夏の交通安全県民運動 実施要綱

## 《期間》

2026年7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

※「県内一斉大監視」7月16日（木）午前7時から午前9時の間

## 《目的》

新生活も3か月が経過し、通学・通勤への慣れから気の緩みや油断が生じやすくなり、暑さやレジャーにより疲れが蓄積しやすくなるこの時期は、歩行者、運転者ともに注意力が散漫になりがちです。また、レジャーなどで自動車を運転する機会が増えるため、交通事故の発生が心配されます。

さらに、夏特有の解放感から飲酒の機会も増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、夏の交通安全県民運動を下記の運動重点により県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

## 《運動重点》

- 歩行者の安全な交通行動の実践及び安全確保
- 自転車等の交通ルールの遵守及びヘルメット着用の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

## 《スローガン》

**ストップ・ザ  
交通事故** 高めようモラル  
守ろうルール

## 《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリーS運動



### Stop（ストップ）

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

### Slow（スロー）

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

### Smart（スマート）

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

## 《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

### ◎2026年広報重点

- 歩行者へ **どこ見てる？ 歩きスマホで 命とり**
- 運転者へ **気の緩み 慣れた道には 落とし穴**
- 自転車利用者へ **自転車の ルール違反は 青キップ**



### ◎取組内容

## 運動重点1 歩行者の安全な交通行動の実践及び安全確保

### (1) 歩行者の安全な交通行動の実践

- 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組を推進する。
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する。
- 自らの安全を守るための交通行動として、手を上げるなどして横断する意思を運転者に明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること、横断歩道手前で止まった運転者に会釈をするなど感謝を伝えることの実践等を促す「ハンド・アップ運動」を推進する。
- 歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。



### (2) 歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進する。
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進する。
- 2026年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの実施を推進する。

## 運動重点2 自転車等の交通ルールの遵守及びヘルメット着用の徹底

### (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、ながらスマホ、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車の酒気帯び運転や妨害運転等に対する罰則に関する広報啓発を推進する。
- 警察庁が作成した「自転車ルールブック」や県が作成したルールブック「自転車安全運転のあたりまえ！」を活用した自転車の交通ルールの周知を推進する。
- 「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育を推進する。
- 自転車配達員に対する街頭指導や事業者等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。

### (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組を推進する。
- 幼児同乗中の自転車の特性を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- 自転車事故当事者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入義務を周知する取組を推進する。

自転車ルールブック



自転車の交通安全教育ガイドライン



(警察庁ホームページより)

「自転車安全運転のあたりまえ！」



(愛知県ホームページより)

### (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの遵守と乗車用ヘルメット着用の徹底

- 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育を推進する。
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。

## 運動重点3 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

### (1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、「交通安全スリーS運動」の実践を働き掛ける。
- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
- 夜間における効果的なハイビームの活用を促す取組を推進する。

### (2) 「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発を推進する。
- 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。

### (3) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。
- 交通事故被害者等の声を活用した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や「ハンドルキーパー運動」の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進する。

### (4) 二輪車運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特性の周知や、顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットの正しい着用及びプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が義務であることの広報啓発を推進する。

### (5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 「カチッと100!」を合言葉に、全ての座席におけるシートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
- 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席でシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

### (6) 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

### (7) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえたシミュレータの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進する。
- 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組を推進する。

### (8) 外国人運転者の交通事故防止対策

- 母国との交通ルールの違い等を理解してもらうために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育を推進する。
- レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールを周知する。
- 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等を推進する。
- 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育を強化する。
- 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けを推進する。

#### 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査

第1位 長野県 88.2%  
第2位 岐阜県 78.0%  
第3位 福岡県 77.7%

第35位 愛知県 48.9%

(前年比-12.1ポイント、+19位)  
(2025JAF調べ)

愛知県は、未だ約半数の方が停止をしていない状況です。

#### 愛知県内の一般道路でのシートベルト着用率

○運転者…99.4%

(前年比+0.4ポイント)

○助手席同乗者…96.9%

(前年比+0.4ポイント)

○後部座席同乗者…35.0%

(前年比-6.4ポイント)

(2025警察庁/JAF調べ)



愛知県は、後部座席同乗者の着用率が低いです！後部座席も必ずシートベルトを着用しましょう！

# 生活道路※における 自動車の法定速度が引き下げられます！

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。



## ▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▼

①道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

②道路構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

④自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく、40km/hとなります。

## 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名 (順不同)

愛知県  
各市町村  
愛知県警察本部  
中部管区行政評価局  
名古屋地方検察庁  
名古屋法務局  
名古屋保護観察所  
中部運輸局  
中部運輸局愛知運輸支局  
愛知労働局  
中部地方整備局  
中部地方整備局名古屋国道事務所  
中日本高速道路株式会社  
名古屋高速道路公社  
愛知県道路公社  
愛知県交通安全協会  
愛知県安全運転管理協議会  
愛知県社会福祉協議会  
愛知県公民館連合会  
愛知県老人クラブ連合会  
愛知県青少年団体連絡協議会  
日本ボーイスカウト愛知連盟  
愛知県青年団協議会  
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会  
愛知県人権擁護委員連合会  
愛知県女性団体連盟  
愛知県地域婦人団体連絡協議会  
愛知県子ども会連絡協議会  
愛知県青少年育成県民会議  
愛知県医師会  
愛知県保護司会連合会  
名古屋人権擁護委員協議会  
愛知県弁護士会  
名古屋青年会議所  
名古屋青年団体協議会  
名古屋地域女性団体連絡協議会  
名古屋市区政協力委員議長協議会  
愛知県交通安全母の会  
東海交通遺児を励ます会  
愛知県教育委員会  
愛知県小中学校長会  
愛知県公立高等学校長会  
愛知県私学協会  
愛知県私立大学協会

愛知県私立短期大学協会  
愛知県国公立幼稚園・こども園長会  
愛知県私立幼稚園連盟  
愛知県社会教育委員連絡協議会  
愛知県小中学校PTA連絡協議会  
愛知県公立高等学校PTA連合会  
愛知県私立保育園連盟  
愛知県専修学校各種学校連合会  
各市町村教育委員会  
名古屋市教育委員会  
名古屋市立小中学校長会  
名古屋市立高等学校長会  
名古屋市立幼稚園長会  
名古屋市立小中学校PTA協議会  
愛知県自動車会議所  
愛知県トラック協会  
愛知県タクシー協会  
名古屋タクシー協会  
愛知県バス協会  
愛知県バス運送協同組合  
愛知県家用自動車協会  
J A F 愛知支部  
愛知県自動車整備振興会  
愛知県自動車販売店協会  
愛知県軽自動車協会  
愛知県中古自動車販売協会  
愛知県自動車部品販売協会  
中部自動車リース協会  
愛知県レンタカー協会  
日本自動車査定協会  
中部地区自動車管理業協会  
愛知県道路標識・標示業協会  
自動車事故対策機構名古屋主管支所  
軽自動車検査協会愛知主管事務所  
自動車安全運転センター愛知県事務所  
愛知県交通運輸産業労働組合協議会  
日本労働組合総連合会愛知県連合会  
愛知県自転車モーター商協同組合  
愛知県二輪車普及安全協会  
愛知オートバイ事業協同組合  
愛知県石油商業組合  
愛知県指定自動車教習所協会  
愛知県サイクリング協会  
愛知県ウォーキング協会

愛知県名古屋市道路利用者会議  
愛知県高速道路交通安全協議会  
全日本学生自動車連盟中部支部  
日本郵便株式会社東海支社  
東海旅客鉄道株式会社  
中部鉄道協会  
名古屋鉄道株式会社  
近畿日本鉄道株式会社  
豊橋鉄道株式会社  
名古屋臨海鉄道株式会社  
衣浦臨海鉄道株式会社  
愛知環状鉄道株式会社  
愛知高速交通株式会社  
名古屋臨海高速鉄道株式会社  
日本交通医学工学研究会  
愛知県土木研究会  
愛知県生コンクリート工業組合  
愛知県商工会議所連合会  
愛知県商工会連合会  
愛知県経営者協会  
愛知県商店街振興組合連合会  
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部  
愛知県遊技業協同組合  
名古屋商工会議所  
愛知県損害保険代理業協会  
損害保険料率算出機構中部本部  
愛知県すし商生活衛生同業組合  
愛知県麺類食堂生活衛生同業組合  
愛知県中華料理生活衛生同業組合  
愛知県社交飲食業生活衛生同業組合  
愛知県料理生活衛生同業組合  
愛知県飲食生活衛生同業組合  
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合  
愛知県食鳥肉販売業生活衛生同業組合  
愛知県氷雪生活衛生同業組合  
愛知県理容生活衛生同業組合  
愛知県美容業生活衛生同業組合  
愛知県興行協会  
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合  
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合  
愛知県クリーニング生活衛生同業組合  
各報道機関

【合計 271 実施機関・団体 2026年4月21日現在】

### 自転車乗車用ヘルメットの購入補助制度を実施しています！

**対象金額**  
ヘルメット購入費用の2分の1  
(ヘルメット1個につき、  
上限は2,000円)  
**補助の対象となるヘルメット**  
安全基準を満たす  
新品の自転車用ヘルメット



詳しくは、  
お住まいの市町村へ  
お問い合わせください。

事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
TEL 052-954-6177 (ダイヤルイン)  
FAX 052-954-6910  
E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp